

◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○ 安住委員長 この際、階猛君から関連質疑の申出があります。野田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○ 階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、石破政権になつて初めての予算委員会ということで、貴重な質問の機会です。

私も、石破さんと同じく、地方の県庁所在地を地盤としております。また、銀行員の出身でもあります。政治理念の部分とか政策の部分で相通ずる部分もありますが、今日は、その中でも、地方で特に深刻な人手不足の問題について、先ほど小野寺委員も取り上げていきましたけれども、そこを中心には質問をしていきたいと思っております。ある調査機関の調査結果によりますと、これら年々働き手が地方を中心に減っていく中で、働き手の需要の方はむしろ高齢化によつて増えています。ないしはそれほど減らない、こんなことあります。すなわち、エッセンシャルワーカーと言われる医療や介護、物流とか交通、小売といった分野は、高齢化によつて労働力の需要が増えていく

わけです。

その結果、どういう働き手不足になるかといいますと、全国の推計値、五年後、二〇三〇年では三百四十万人の働き手不足。これは、総理の御地元、中国地方の現在の全就業者の規模に匹敵するそうです。そしてさらに、今から十五年後、二〇四〇年には、更にその三倍以上の千百万人の働き手不足というような推計結果が出ているわけです。これは本当に衝撃であります。

この働き手不足をいかに解決するかという観点から、今日は議論をさせていただきたいと思います。

そこでまず伺いたいのが、地方の創生。

石破首相が初代の地方創生担当大臣として、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げたのが十年前。そのときに掲げた大目標は、東京圏一極集中の是正でした。具体的には、二〇二〇年時点で東京圏から地方への転出、転入を均衡させるというものでした。地方の働き手不足を改善する観点からも極めて重要な目標です。

○ 石破内閣総理大臣

御趣旨はよく理解できます。

そのとおりになるかどうか分かりませんが、今後、今の委員の御指摘はきちんと踏まえながら、

私自身やつていただきたいと思つております。正直申し上げて、もう十年たちましたが、東京への集中というのは全く止まっていない。これは、どこかに誤りがあつたんだろうと私自身反省をいたしております。

総理はさきの所信表明演説で、地方創生二・〇、こういった今風の表現を使い、本部の名前を新しい地方経済・生活環境創生本部に変えました。地方創生交付金を二倍にするということも言われました。ただ、東京圏一極集中の是正という言葉は出てきませんでした。

そもそも、二倍にするという地方創生交付金で何をするのか。私どもが民主党政権のときに作った行政事業レビュー・シートを見れば書いてあります。私、今回見ましたけれども、配付している資料の七ページにも出してありますけれども、この行政事業レビュー・シートの記載は非常に曖昧かつ漠然としていて、何を目指しているのか分からな

い。これでは、幾ら表紙と看板をつけ替えるても、やつてている感は見せられるかもしれませんけれども、本気度は感じないわけです。私は、今回、地方創生交付金を二倍にするというならば、二〇二七年度に東京圏から地方への転出、転入を均衡するということをここで明言して、行政事業レビュー・シートの到達目標にもそのことを明記すべきだと考えますが、総理、いかがでしょうか。

見てみなければいけないんだろうと思つております。

同じ地方の県庁所在地でございますが、盛岡と鳥取と比べてみた場合に、私からすると、盛岡というのはすごいね、新幹線が走つているよという話になるわけですよ。済みません、私どもの地元というのは、それは私の努力が足りないんでしょうけれども、新幹線はおろか、電車というものが来ていないのですよね。ディーゼルカーが今でもぶつ飛ばしているわけでござりますけれども。では、いろいろなインフラが整つたならば人が集まるかというと、そうではないので。私の一番の危機感は、若い女性の方々が東京に出たきり帰つてこないというのが実際に多いのでございます。それは十八歳と二十二歳です。どうやつたならば、別に若くなくてもいいのですが、女性の方に選んでいただけの地方をつくることができるかということを霞が関で考えても、多分答えは出ないんだろうと思つています。盛岡のことは盛岡でなきや分からぬし、一閑のことは一閑にいなきや分からぬし、花巻のことは花巻にいなきや分からぬので。

そこで、どうして我が町は人がいっぱい出ていくのか、国の責任は何であり、地方でできることは何かということを踏まえながら、今委員の御指摘が実現できるかどうかよく検討させてください。決して等閑視するつもりはございません。

○階委員 是非、やはり地方に丸投げするのではなくて、国も責任を持つてやることで、目標に明記するようにお願いします。

そして、これも所信表明演説に関連しますが、物価上昇を上回る賃金上昇ということを一方ではおつしやり、また、今回の所信表明の前の所信表明だたと思います、二〇二〇年代に全国平均五百円という最低賃金目標、これもお示しになられました。私は、これが整合するのかどうかちょっと微妙だなと思っています。

と申しますのも、二〇二〇年代に全国平均千五百円という最低賃金を達成するには、毎年毎年これから七%以上の上昇率を達成していかなくてはいけないわけですね。先ほど小野寺先生もおつしやつていただきましたけれども、中小企業が粗利が少なくて労働分配率が高いわけですね。ここにとつては、七%以上毎年賃金を上昇させるというのは負担が大き過ぎると私は思います。人手不足を解消しなくちやいけませんけれども、人手不足を解消する前に廃業や倒産が続出してしまっては元も子もないわけです。

七%もの賃金上昇を毎年続ける、要は物価上昇を上回る賃金上昇が大事なわけですから、総理は物価上昇がそんなに大変な状況が続くとお考えになつてているんでしようか。この辺りの整合性が私はよく分からぬので、教えていただけますか。

○石破内閣総理大臣 それは為替の水準がどうなるかということもございます。同時に、価格を転嫁していかないと経済は回らないので、価格が転嫁できないので、中小企業の経営が苦しくて賃金が上がらないということもございます。

ですから、私は、物価上昇というものを悪だと捉えておりません。それは、賃金が上がり、き

ちんと価格が転嫁をされ、それぞれの企業が回つていくように、それはある程度、ある程度というか、本来実現されなければならないことだと思つています。

では、そんなに賃金が上がると思つております。アからきちんと脱していくためには、七%の賃金上昇というのには必要なことだ、やり遂げねばならない。これは委員と私の共通認識だと思いますが、そうすると町に倒産があふれ、失業者があふれるかというと、そういうことには相なりません。

御指摘のようすに、今、求人状況というのは地方の方がより深刻でござりますので、もちろん、企業が倒産とか廃業に追い込まれず、どんどんどんどん増えていけばいいのですが、より生産性の高い、そういう企業が集中していくこと、もちろん、企業が倒産とか廃業に追い込まれず、どんどん増えていくことでもござります。同時に、価格を転嫁していかないと経済は回らないので、価格が転嫁できないので、中小企業の経営が苦しくて賃金が上がらないということもございます。

中小企業がどうなつてもいいなどということを行われるべきだと思っております。

申し上げるつもりは全くございません。しかしながら、本当に高い賃金上昇を実現していかないと、ワーキングプアというものは決して解消されない。年収百九十万円という状況があつていいことだと私は全く思つておりません。

○階委員 私も賃金上昇を否定するわけでもないけれども、物には限度があるということ、一方で、物価上昇も否定しないとおつしやいましたけれども、現在進んでいるのは、今総理がおつしやるようなよい物価上昇というよりも、コストパッショニ型の物価上昇なわけですよ。もつと言えば、輸入物価が上昇することに伴う物価上昇ですから、これは決していい物価上昇とは言えない。

そこで、この輸入物価上昇の原因、それから、その根本的対策に関する総理の見解を伺いたいと思ひますが、先ほど言いました、私は、大事なことは、物価上昇を上回る賃金の増加、すなわち実質賃金の増加だと考えております。物価上昇を抑えれば、これほど急激に最低賃金を上げるような目標は必要ないと私は考えております。

物価上昇の主因 これは輸入物価の上昇であるし、その原因は二つあって、一つは内外の金利差、これは日銀の金融政策で超低金利が続いていることがもたらしたもので。もう一つの原因是貿易赤字、しかも、キャッシュフローベースの赤字、これは食料とエネルギーの海外依存率が高いことがもたらしています。

こうした輸入物価上昇の原因に関する私の認識、これについて御同意いただけるのかどうか、そしてまた、この輸入物価上昇に対するどのように対

策を打つていくのか、総理の見解をお願いします。

○石破内閣総理大臣 私は、その時々にふさわしい政策というのがあるんだろうと思つております。その時にふさわしくても、それをずっと続けていくことによって、負の側面が顕在化してきちゃつたという政策はあるのだろうと思つております。

円が物すごく高かった時期、やはりあのときは企業経営は苦しかったです。労働者の生活は苦しかったです。いかにしてこの円高を是正するかということについては、多くの国民の皆様方のコンセンサスが得られていました。それから、円安に導くように、私どもが再び政権をお預かりするようになってから、そういう政策を講じてまいりましたし、多くの御支持もいただいてまいりました。

それをどこまで続けるべきであったか、その間に、それに甘んじて、構造改革、三本の矢でも三本の的でもいいのですが、その三つ目が必ずしも実現されなかつたということについては、私自身、反省を持つておるところでございます。

○階委員 二つの要因があるということについては否定されませんでしたので、それに沿つてお話を進めたいと思うんですが、私の考えですけれども、まず、円安による物価上昇を抑えるためにやるべきこと、これは政府と日銀が金融政策を正常化する方針を示すことだと思つています。そして、内外金利差が今後縮小していくという見通しを市場に与える、これが必要だと思つています。

かねがね主張しておりますが、我々立憲民主党としては、政府と日銀の共同声明を見直して、も

はや目標とする意味を失つた二%の物価安定目標を削除して、金融政策を正常化する、こういったことに資する内容を書き込むべきだと思つておりますが、いかがでしようか。

○赤澤国務大臣 二つの要因について、ちょっと私の方でも、若干、補足といいますか……（階委員「短くお願いします」と呼ぶ）はい、分かりました。

まず、金融政策については、具体的な手法は日銀に任せていることはもちろんありますし、アコードでやつてきていますが、今、結論だけ申し上げれば、物価目標二%に、現在、着実に近づいていっています。それは、ここ最近の物価上昇率を見ていただければ、その目的に近づきつつあることは、もう数値の結果明らかです。私、財務大臣のときも、それから現在も、まさに金融政策決定会合に出席する立場ですので。

コストパッショニ型の物価上昇ではなくて、生産性向上とかに引っ張られるものに移りつつあるという今大事な段階。まさに今が分岐点で、我々が賃金と投資が牽引する成長型の経済に行けるかどうかの、今、瀬戸際という認識を持つております。しかしながら、今、超低金利という状態ではありますが、物価目標については実現しつつあるという日銀の認識を我々は共有しております。

加えて、エネルギーの関係も含めた貿易赤字、そして、まさにコストパッショニンフレの原因になるものですが、これについても、今回の経済対策の中で、単に電気、ガスとか、あるいは燃油といったことに手を打つだけでなくて、エネ

ルギー消費が少ない、経費が少しでも将来的に抑えられていいくような方向でドライブをかける、そういう対策についても我々目配りをしているところでございます。

以上、二つお答えさせていただきたいと思いま

す。

○階委員 総理からも御答弁いただきたいんです  
が、政府と日銀の共同声明。金融政策の手段は日  
銀です。ただ、目標を定めるのは共同声明で、政  
府も関与することはできる。これを見直すお考  
えがあるのかどうかという点が一点。

そして、今、赤澤大臣からは、エネルギーの自  
給率を高める方策について御説明があつたと思い  
ます。確かに、エネルギーについては、GX移行  
債ですか、こういったものを発行して自給率を上  
げようとしています。二十兆円も新たな国債を發  
行して、様々な事業で企業を後押ししているわけ  
ですね。

他方で、もう一つ、貿易赤字の要因である食料  
品、これについては、食料自給率三八%なのに、  
エネルギーのような大胆な予算をつくつて自給率  
を高めようとしているのではないですか。その  
部分について、エネルギー同様、もっと大幅に予  
算を増やすべきだと思います。

○石破内閣総理大臣 現在のところ、共同声明を  
出す予定はございません。

私どもは、日銀と密接な連携を取つていくこと

は大事なことだと思つております。しかし、それは主従関係にあるわけでも何でもございませんので、連携は取りつつも、共同声明を出すというこのについて、具体的な考えはございませんし、そのつまづきはございません。

政府として、適切な為替水準とは何かというこ  
とは、それは考えていかねばなりません。しかし、  
そのことについて余り軽々な発言を取るべきだと  
も思つておりませんので、そこは御理解を賜りた  
いと思つております。

食料自給率が三八%というのは、私は政務次官  
も副大臣も大臣もやりましたが、やはりこれは独  
立主権国家として正しい在り方だとは思つております。  
しかし、二月の予算委員会で私、当時の岸田總  
理に質問いたしましたが、安全保障という以上、  
それは、消費者の選択によって数字が大きく変わ  
る自給率という概念も一つの考え方かもしれない  
が、人間が生存に必要なカロリーとはどれくらい  
であり、それをどのように満たしていくべきかと  
いうことについて、もう一度きちんと見直すとい  
うことも選択肢としてあり得るのだろうと思いま  
す。

そこは江藤農林大臣の下で、あるいは皆様方との  
議論をいただきながら、主権独立国家としての  
自給率というよりも、自給力とは、やはり耕地面  
積であり、そしてまた農業者的人口の持続的な継  
続ということであり、いろいろな農業インフラ、  
そういうものから総合的に判断をしていくべきも  
のだと思つております。

そのために必要な予算というのが何であるか。

やはり世界の中で、国家予算を使つて農地を減ら  
し、農業生産を減らしているという国はございま  
せんので、私どもとして、もう一度そこはよく議  
論したいと思つております。

○階委員 農業の点については、この後、同僚議  
員が質問しますのでこの辺りにしますけれども、  
共同声明については、やはりこれが今の円安によ  
る物価高をもたらしている大きな理由になつてい  
ますので、ここは是非考えていただきたい。

賃金を上げることは大事ですけれども、賃金が  
幾ら上がつても物価に追いつかない、実質賃金が  
マイナスだと意味がないわけです。我々はむしろ  
実質賃金をプラスにするということを政府と日銀  
が共同で目指すということを訴えておりますので、  
是非この点も議論を重ねて前向きに進めていくつ  
いただきたいと思います。

さて、その上で、人手不足の根幹の話、年収の  
壁に移つてまいりたいと思います。

このパネルは、各種年収の壁を掲げたものです。  
百三万と百六万、これは住民税と所得税、いわ  
ゆる税の壁ですね。これは壁を越えても本人の手  
取りは減りません。他方で、百六万と百三十万、  
こちらは壁を越えると社会保険料の負担で手取り  
が減る。しかも、百六万と違つて、百三十万の方  
は、手取りが減るだけではなくて、手取りが減つ  
た分に見合つた給付もないということで、ダブル  
パンチなわけです。そして、保険料の負担も、百  
六万と百三十万では、百六万の方は事業主の負担  
もあるので相対的に低いんですが、百三十万の方  
は全部自腹で保険料負担なので負担も重いという

違います。

こうしたことから、我々は、いろいろな年収の壁がある中でも、一番働き控えにつながり、働き手不足を招いている要因である百三十万の壁について、抜本的な対策を講じるべきだと考えております。

そこで、総理に伺いますけれども、今私が申し上げたような認識、各種の壁の中で総理が最も重要なものは何の壁だと思っていますか。お願いします。

○石破内閣総理大臣 何が重要で、何が重要ではないかということを申し上げることはいたしません。

ただ、この百三十万円の壁とも、あるいは御党的な言い方をすれば百三十万円の崖というのか、それはおっしゃるように、では、それによって何が得られるのということがなくて、人間は経済合理的な動物でもござりますので、それがきちんと負担をしていただくに値するかといえ、それは合理的なのかどうかということの検証は必要だと思っております。

○階委員長 一百三十万円の崖についてこれから議論を進めていきたいと思いますけれども、そろそろ時間も迫つてまいりましたので、続きはまた昼休みを挟んでお願ひしたいと思います。

○安住委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○安住委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。階猛君。

○階委員 午前中の質問は、最後、数ある年収の壁の中で、百三十万円の壁、これは、壁というよりも、百三十万を超えたところで手取りががくつと減るという意味で崖ともいうべきですが、この百三十万円の崖が重要だよねということで総理もお認めになつた、そこから話を始めさせていただきたいと思います。

この百三十万円の崖をどうやって見直しをしていくかということで、代表質問の総理の答弁がありました。

こちらを御覧になってください。社会保険の適用に関する百三十万円の壁につきましては、当面の対応として、被扶養者認定を円滑化するといったやり方があります。

この被扶養者認定の円滑化なんですけれども、例えば、御主人が会社員で、その扶養に入っているパートで働いている奥様がいたとします。その方が百三十万円を超えたとしても、それが一時的な収入変動であれば、パート先の事業者が証明書を出して、それを旦那さんの勤める会社の健康保険組合の方で、そうですかということで認めてくれれば引き続き扶養に入つていただけるというものだと思います。

○階委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

ところが、これの実績を、私たちももう二、三週間前から当局に確認しておるんですが、全くまともな答えが返つてこない。これが果たして効果があるんだろうか。この間、健康保険組合の方に

も伺つたら、働き控え解消の効果があるかどうかよく分かりませんとおっしゃつていましたよ。

これは本当に意味があるんでしようか。実績はないと思つてているんですが、どうでしようか。総理、お答えください。

○石破内閣総理大臣 私は、全く意味がないといふうには思つておりません。そういうふうな取組を今進めていくことによつて、効果を実感していただけるように私どもとして努めておるところでございます。

今、実際、実例をお示しになりましたが、このこういう方がこういうことで困つておるんだよということがあれば、是非御教示を賜りたいと思っております。

○階委員 現場の声はいろいろ聞いていますので、またお伝えしたいと思います。

そして、当面への対応は今申し上げたこと。その上でということで、真ん中あたり、就業調整を行つて、労働者が希望に応じて働くことができるように、制度的な対応を図ることも重要というくだりがありまして、その中で、被用者保険の更なる適用拡大といつたことについて議論を進めて、成果を得るべく努力といったようなくだりがありますね。

この被用者保険の更なる適用拡大というのも、既に経済界からもいろいろな御批判が出ておるかと思うんですが、私たちも、これが果たして働き控えの解消につながるのか、むしろ働き控えを促進するんじやないかという危惧を抱いております。というのは、被用者保険の更なる適用拡大とい

うのは、もうちょっと具体的に言うと、週二十時間を超えたところで、被用者の方は、年収や業種にかかわらず、社会保険加入をしなくてはいけなくなる。そして、企業規模要件も撤廃するので超零細企業でも入らなくてはいけなくなるということで、これは対象が約二百万人という数字も聞いておりますが、約二百万人の被用者の手取りが減る二十時間の壁が新たにできることになるわけですね。

これで果たして働き控えは減るんでしょうか。むしろ増えるのではないかと思うわけですが、總理、どうでしようか。

○石破内閣総理大臣 ですので、現在、被用者保険の適用の範囲見直しにつきまして、御指摘のよな企業規模要件、あるいは賃金要件などにつきまして、年金部会で議論を行つておるということも御案内のとおりでござります。

これは結論がやがて出るものでありますけれども、今、成案についてどうなるということを申し上げる段階にはございません。いろいろな御意見があることはよく承知をいたしております。

私もどもとして、使いやすい制度、そして、これが社会保障制度の永続性というのか持続可能性というのか、それを高めるものであり、加入しておられる方が本当にメリットを実感していただけるということを併せて心がけねばならないことだと思っております。

○階委員 被用者の方は、働き控え、私はなるべくそういうことは起きない方がいいと思っています。なぜならば、先ほども言いました、被用者保

険に入ることで、将来の年金が増えたり、傷病者手当というのももらえるからです。

ただ、一方で、事業者側、特に零細企業、今、ただでさえ最低賃金も上がってきて、先ほども言いましたけれども、人件費の負担が上がつてくる中で、中小零細企業が、社会保険料の負担も加わるということになりますと、仮に働き控えは起きなくても、働かせ控え、二十時間の手前で、社会保険料負担を負えないからここで働きを抑えてほしいというような、事業者側の働かせ控えが起きてしまう可能性もあると思うんですね。その結果、中小零細企業の経営が立ち行かなくなつて、倒産とか廃業とかリストラ、こういったものが増えていくのではないか。

これが地域経済に打撃を与えるといった危惧も抱くわけですけれども、こういったことも考えて、ここに、先ほど申し上げました企業規模要件の、被用者保険の更なる適用拡大とありますけれども、これについては慎重に考えるべきだと思つておりますが、總理、いかがでしようか。

○石破内閣総理大臣 今、階委員御指摘のようないふくが起こるとすればそれこそ本末転倒で、何のためにやつてあるかよく分からぬねということになつてしまふわけです。事業者の立場に立つてみれば、今委員御指摘のような、そういう懸念もあるというふうに承知をいたしております。

○階委員 では、提案に移つていただきたいと思います。

これは、最低賃金が上がることによつて百三十万円の崖による働き控えが生じやすくなつてゐるということを具体的に示したパネルになります。

十年前の最低賃金、全国加重平均七百八十円でした。このときは、週約三十三時間働いても百三十万円に達しなかつた。逆に言ふと、週三十時間以上働けば厚生年金に入りますので、百三十万円に達する前に厚生年金に入れたわけですね。

今、最低賃金は上がって、今年でいうと千五十五円です。これでと週約二十五時間しか働けない。ということは、週三十時間、本来だつたら事業者の負担がなく国民年金あるいは国民健康保険で働く方が、年収の壁を気にして働き控えをす

とについての周知、広報というものをやつていきたと思つています。また、事務が当然煩雑になりますので、事務手続に対する支援ということもやらねばなりません。

もう一つは、まさしくそういうことが御懸念の中核かと思いますが、そうなつた場合に経営はどうなつていくんですかということがあるんだろうと思います。

もちろん会社というのは、経営者あるいはそこに働く方々、両方がウイン・ウインの関係でなければ意味がないのでありますけれども、その経営に対します支援というものについて、これから手だてを講じてまいりたいと思つております。具体的に、こういうことがなされるべきだという御提案があれば承りたいと存じております。

○階委員 では、提案に移つていただきたいと思います。

これは、最低賃金が上がることによつて百三十万円の崖による働き控えが生じやすくなつてゐるということを具体的に示したパネルになります。

十年前の最低賃金、全国加重平均七百八十円でした。このときは、週約三十三時間働いても百三十万円に達しなかつた。逆に言ふと、週三十時間以上働けば厚生年金に入りますので、百三十万円に達する前に厚生年金に入れたわけですね。

今、最低賃金は上がって、今年でいうと千五十五円です。これでと週約二十五時間しか働けない。ということは、週三十時間、本来だつたら事業者の負担がなく国民年金あるいは国民健康保険で働く方が、年収の壁を気にして働き控えをす

る時間が五時間ぐらいというふうになつてまいります。

そして、これから石破首相が掲げている一〇二〇年代千五百円ということになつてまいりますと、五年後に百三十万円に達するのは、週約十七時間で達してしまいます。すなわち、三十引く十七で十三時間は働き控えが生じてしまうということになつてしまふわけです。

これをどうやって働き控えを防ぐかということで、我々は考えた、それがパネルの四です。

三十時間働きたくても働けない、働いてもらいたくても働いてもらえない、この悩みを解消して人手不足を緩和していくためには、百三十万円の壁を越えて被用者に発生する国民年金、国民健康保険の保険料負担を給付で埋める、そして手取りを右肩上がりにする、こういう仕組みが必要ではないかと考えております。

総理の見解をお願いします。

○安住委員長 ちょっと、政府側の認識を少し聞きたいたから。

では、厚労大臣が手を挙げているので、手短に。○福岡国務大臣 御党の法案の取扱いについては国会で御議論いただくところですし、先生はまた提案者でもいらっしゃるので、内容についてまた詳細があれば教えていただきたいんですが、御提案いただいた法案だけを拝見させていただくと、実務上、相当程度煩雑になる、実務が煩雑になることを解決することが必要であることに加えまして、一部の方の保険料を公費で補填するということがありますから、社会保険制度が相互互助の考

え方を基盤としている中で、一部の方々の保険料を負担するということがいかがであるのかということ。また、事業主の保険料負担分は、医療や年金の給付を通じて労働者を支えることが事業主の責任であることから、そこに對してもどう考えるのか。また、公費の補填を受けずに保険料を支払つていらっしゃる方もいらっしゃいますから、その公平性をどうするのか。

そういうふうな課題があるというふうに承知していまして、法案上からは、慎重な検討が必要かというふうに承知しております。

○石破内閣総理大臣 今、厚労大臣からお答えをしたとおりなんですが、そこの部分を公費で補填するということが、全体から見て本当にそれが公平なことなんでしょうか、そしてまた、そこの財源をどこに求めるのでしょうかと、いうことが問題としてあるんだろうと思つていてます。

確かに、そこを補填することによって楽になる方々もおられる、そこは認めます、そうだろうと思います。ただ、それが本当にほかの人たちとの公平性でどうなのか、そこに幾らかかるのであり、その財源をどこに求めるかとの御提案をまた承らせていただきたいと考えます。

○階委員 まず、財源ということなんですが、我々の試算では約七千八百億円という財源です。国民民主党さんが百三万円の壁を百七十八万円に引き上げると七、八兆円かかるということですから、その約十分の一。そして、なおかつ、我々の案というのと、先ほどのパネルも見ながら、両方見ていただきたいんですが、年収が上がっていくと、

公費による給付の額が減つていく仕組みになつて、二百万のところでゼロになる、こういう仕組みなんですね。

ということは、最低賃金がこれからどんどん上がっていくということになりますと、給付の額は減る、給付の額が減り、なおかつ、それまで給付を受けた方が、年収が上がつてきて、そして事業主の了解も得て正社員に変わつて厚生年金をもらえるようになると、その人たちは自ら保険料も納めるということになつてきます。

ですから、長い目で見ると、厚生年金の加入者が増えて、年金財政、あるいは組合健保の財政、健康保険の財政にも寄与するということになつてくるわけです。

公平性ということもおつしやいましたけれども、我々は、今百三十万円の壁の手前で逡巡している人たちだけではなくて、既に百三十万から二百万のゾーンにいる方々についても給付は行うということを言つております。それも含めて、トータルで財源は一兆円ぐらいで済むという試算も出してあります。こういういろいろなところに配慮をしました上で、我々も財政については考へておるということを申し上げたいと思つております。

我々は、やはりこれらの時代、総理もおつしやつてありますけれども、何か先日の講演のビデオ、ユーチューブで拝見しました。お手元の資料のページぐらいにつけさせていただきましたけれども、総理がこれから目指すという賃金格差の是正であるとか、非正規雇用の正規化の推進とか、女性のL字カーブの解消とか、そういうことにも

資するのが私たちの考え方です。

年収が低い段階で、短時間の非正規のところで厚生年金に入るのではなくて、年収を壁を気にせずどんどん上げていって、その最後のところで厚生年金に入るという、スムーズに厚生年金に移行する仕組みをつくるということは、働き手不足の解消にもつながりますし、そして財源的にも、先ほど申し上げました、最終的には財政的にもプラスに働いてくるということですから、私はこれは是非やるべきだと考えております。

どうでしょうか、総理。

○石破内閣総理大臣 最終的にはそういうことになる可能性を私は全く否定はいたしません。

そこにおいて、一兆円というのも相当のお金でございまして、それがどの時点で均衡するものであるのか、そして本当にそれが働き控えというものを解消することにつながるのか、そこにおいて労働者が何をメリットとして、何をインセンティブとして働くことになるのかということを、財源と公平性というものを念頭に置きながら今後議論させていただきたいと思っております。

○階委員 是非、建設的な議論をさせていただきたいのと、あと、今申し上げているとおり、被用者にとって、年収が増えていくて、最後、厚生年金、組合健康保険に入るわけですから、事業主側については、年収が高くなつくると、その段階で社会保険料負担が発生します。

この部分についても、我々は既に案を国会に出しております、中小企業、すなわち、なかなか経営的な余裕が乏しい中小企業については、正社

員を増やした場合に発生する社会保険料負担、これを半減するという法案も既に国会に出しておりまして、解散・総選挙後、また新しくバージョンアップしたものを出すべく、今党内で議論を進めております。

こうしたことも行うことによって、本人も無理なく厚生年金に加入できる、そして事業主側も無理なく厚生年金に加入してもらうことができる。そして、目下の最大の課題である働き手不足の解消にもなつてくる、女性の活躍にもなる、非正規雇用を正規雇用に変えていくことにもつながる、J字カーブの解消にもなる。こうした多面的な効果、全体に配慮した政策を我々は掲げております。

是非これは、我々立憲民主党と与党の皆さん、あるいはほかの野党の皆さんとも前向きな議論をさせていただきたいのですが、総理、いかがでしょうか。

○石破内閣総理大臣 本日の質疑の冒頭でも申し上げましたが、我々は、多数を持っているのでそれで押し切ろうなどということは考えておりません。

まさしく今、階委員がおっしゃるようなことが、我々が少数であり、そして、我々として当然、提案はさせていただく。もちろん、野党はいろいろな党のお立場がありますが、そこにおいて議論が交わされて、要は、どの党にとってとかいうことではなくて、本当に国民にとってこれが最もよいものだと納得をいただく、そして、使用者の側にとつても被用者の側にとつてもそれがプラスになる。

私は疑り深い性格なのかもしれません、全てのことがうまくいくなんということは世の中にあるのかねという気は正直言つていたしておるのでございます。ですから、それぞまたいろいろなリスクがあつて、それは一体何なのか、それを解消するために皆でそれをどうやってシェアをしていくかという観点が必要だと思つております。今後の議論に是非ともお願ひをしたいと思つておるところでございます。

○階委員 私はむしろ、総理を後押ししているというか、足を引っ張るんじやなくて、総理を後押ししていると思つているんですよ。

というのは、最低賃金を上げていきたいわけでしょう。そうすると、必然的に年収の壁に達する労働時間が短くなるわけじやないですか。その中で働き控えが増えていくとなると、これは最低賃金を上げても労働不足は解消しないですよね、働き手不足は解消しないですね。だからこそその提案なんですよ。

最低賃金を上げたいという総理に対してもしろ我々が後押ししている、そういう思いで提案しているので、是非、総理の主導で、協議の場を早速つくるように党内に指示をお願いできませんか。

○石破内閣総理大臣 これは我が党の中で、それぞの部署において議論をいたしております。ですから、それは政務調査会長あるいは幹事長、その判断がございますが、それは繰り返して申し上げますが、我が党の立場がどうのこうのという話ではなくて、本当にそれが、最低賃金も上げる、そしてまた制度の永続性にも資するということで

あれば、その御提案をきちんと議論させていただいて国民にお示しするということにやぶさかではございません。

党の方針について、今ここで私が断定的に申し上げることはいたしません。

○階委員 党の総裁ですから、一声かけていただければ動き出すと思います。是非そのことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。